

'22.10.28 47(金)

月刊 安心新聞 plus

そもそもマイナンバーとは 目的は達成その先急ぐ政府

神里達博

1987年生まれ。千葉大学大学院
教育・本学部員情委員会員、専門会員
「科学史・科学技術社会学会」会員
「リスクの正体」など



それを理解するためにはまず、マイナンバー制度を定める法律の正式名称を確認してみるのが良い。これは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」として最も有名なのが、ここに明記されている通り、行政の業務のためだけに作られた制度なのである。

市役所、警察署、年金事務所など、行政を担う機関は多くある。これらは昔から、当該組織において独自に、対象者に番号をつけて管理してきた。例えば運転免許証には車のない番号がついている。それ自体は特に問題はない。つまり、行政機関がそれぞれ、その役割に関係する国民の情報を「分散的に」管理してきたといふ点を確認しておこう。

さて、行政の扱う仕事の中には、複数の機関にまたがる情報が必要となる場合がある。たとえば、生活保護の申請を行う場合、従来は申請者が年金支給額を証明する書類を自分で取得して自治体に提出する必要があった。

だが、マイナンバー制度によって現在は、自治体側が日本年金機構に対し、直接的に個人情報を問い合わせできることが容易になつた。これにより、行政の手續手続きが簡単かつ迅速になる。また申請者の作業負担も軽減についたと言えそうだ。

が、「マイナンバーは失敗した」といふ言ふられるが、これは国民の側から、この制度の利便性があまり見えていないから、マイナンバーカードの普及が遅れているためである。だが個人を共通番号で特定して

政府は今月、健康保険証を2年後に廃止し、マイナンバーカードに切り替えるものの声を出した。これは事業上マイナンバーカードを取得の強制であり法の趣旨に反すると言えよう。首相は今週の予算委員会でカードを持たない人も保険診療を受けるられるやうに手厚い答弁したが、それなりに、今はまだ良からず。

「マイナンバー制度」の背景には、マイナンバーカードの取得率の低さがある。実際、6年かわらず約半分の人口の半分に交付されたばかりが現状である。「ホヤハム」といわれるお金を受け取るために必要な手数料がかかるにせば、取得者はむづじ少なかつたに違いない。

要するに、この制度への国民の理解がいまだ十分とは言えないのに、政府は先を急いでいるだけだ。

そもそもマイナンバー制度は、大きく、①マイナーバー②マイナーバーカード③マイナーナンバータリカルカードの三つの要素から構成されている。番号は原則から離れてはならない。番号で誰かに付いてはならないのからドの話が多じが、つまりの場合は①の「行政が国内の住民には番号を付けること」である。

マイナーバー自身について考えてみると、これは機能、つまりのために作られたのだから。

行政機関の間で情報のやりとりをするやうに本来の目的は、すでに達成しきつてゐる。政府はマイナーバーの導入に「成功」したのだ。

そして私たちがここで注目すべきは、分散的に国民の情報を持っているわれわれが行政機関が、制度的な制限が設けられてはいるものの、技術的には相互に個人の情報を活用できるやうになつたといつてよい。

これはかつて「国民登録番号制度」と呼ばれた機能と、異なる面もある。現在の機能は、より柔軟性と価値をもつた、諸外国との比較が想定される。

たとえばドイツの行政機関が、それそれが国民に番号をつけて管理している。一人につき一つの「統一番号」が与えられており、これを使つて、新しい口座開設の際にも給付金等を国民に選んでから支給することができるといつて。

日本では2年前、給付金の手続きで自治体が混じり、「行政システムのデジタル化の遅れ」を印象づける格好となつたのは記憶に新しい。

だが実は、ドイツには共通番号は存在しない。なぜなら、これは「連携」だとさえられてこらへるからである。

ドイツでは、かつてのナチスの人種歧視論や、旧東ドイツの国民登録の暗い歴史を踏まえ、個人が自分に関する情報をコントロールする権利が非常に重視されている。個々の行政機関が必要の範囲で国民の個人情報を交換するに問題ないが、複数の行政機関が情報交換を実現させ、いわば個人を「丸裸」にしてしまうような組織のみは、ドイツの基本法(憲法)の理念に衝突しないと理解されているのだ。

実はつづいてや英國でも統一的な共通番号は使われてこない。いずれも、国民登録の機能をアライアンスの侵害が懸念されておりである。

一方で韓国や米国、スウェーデンなど、共通番号が広く使われている国がある。やはり詳細を調べてみると、それらの国の歴史的事情を色濃く反映していることが分かる。

また各々課題を抱えており、どんな制度が適切なのか、判断は難しい。

このあたりに、先進諸国とも対応は分かれており、共通番号や国民IDカードが、必ずしも普及しているわけではないのだ。

だが最近の日本政府は「前めり」が立つ。昨年はデジタル庁も発足し、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、マイナンバー制度の利活用が、中心的な手段として位置づけられてくる。

デジタル化で効率化や省錢を図ることが重要なが、それがこの社会に対しても何をもたらすのか、不斷の若者的な検証が必要なう。

しかしにせよ、かなり大き

な問題もまだつぶつぶ。本コラム

でも、引き続きお読みください。

月刊安心新聞 plus

マイナンバーカードの認証用番号規制なき民間利用いいのか

神里達博
1967年生まれ。千葉県立大学大学院
教員。大妻女子大学講師。専門は、音楽
心理学、科学技術社会論。著書に「AIの正体」など



先月はマイナンバー制度を扱ったが、読者のからの反響も大きかったので、引き続きこの問題を書いてみたい。今月はマイナンバーカードを中心にして検討するつもりだ。

まずは、マイナンバー制度を含め、国民を番号で統一的に管理するプロジェクトノロジーには、大考こうつの画面があつたことを確認しておきたい。それは、「識別」と「認証」である。

前者は、先月述べた通りマイナンバー自体の役割であり、国民一人一人に重複のない番号を一意的に割り付けることで実現している。また後者は、個人人が自分が誰であるかを証明する仕組みの役割である。

従来、認証は「アラログだ」工場などを使うのが普通であった。日本で最も普及している本人確認は、運転免許証などのものだ。

まだ一般化した識別番号の時代は難しい。例えば、市役所の窓口で自分のマイナンバーと個人番号を示すだけでは、本人確認にはならない。個人番号は基本的に複数されてしまうのが、他人がそれを知ってしまうと問題は発生するからだ。

そのためマイナンバーカードは、工場カードとして使うことが設計されている。表面には、氏名・住所、誕生日・性別、有効期間と顔写真が表示されている。裏面にはマイナンバーが印字されており、また工場チップが埋め込まれていて、氏名や顔写真などの記載事項がデジタルデータとして記録されている。

これに加えて、このチップには、さうだつた電子暗証符が格納されている。暗証符号技術で本人確認ができる。認証証あつては、個人の特徴技術自体は、非常に信頼性の高い認証システムであると言えよう。

ただ、「写真付きの工場なら運転免許証で十分では?」と思つるが普通の感覚だらう。「落とした大変なりJになる」運転免許証だけでなく、さうじ別のたぐうな工場カードも持たれないと困るのは、たいていの人は理解しづらいだらう。普及が進まないのも当然だと思つ。

それに対して、政府はなぜ、マイナンバーカードの普及に躍起なのか。先月述べた通り、すでに政府による国民の「識別」は完成している。その上で、カードが普及すれば、個人の「認証」を組み合わせたりして行政の窗口業務がさらに簡略化されるのは確だらう。先日話題になつた健康保険証に似て、当面は持存だが、運転免許証もマイナンバーカードと一緒に化させる方向だ。また、民間での利用拡大も推進してもらいたい。

しかし今、1兆8兆円もの予算を「マイナンバーカード」に積んでまで分野などで商品を検討してきた私達は、なぜなら政策なのだろうか。この仕組みを詳細に見ていくと、むしろ、われわれが心配する問題の存在が浮かび上がつてこつたのだ。

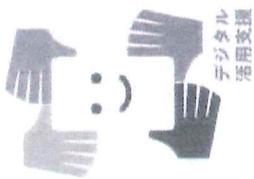
まず、マイナンバー自体には、わざわざ「番号」という個人番号の利用権限があり、マイナンバーの権利に対する一定の障壁があるからだ。だが先ほど触れた「同じカードに複数登録されている個人を認証する仕組みでは、「飛行番号」というものが引違われるといふ。実は、この番号にもマイナンバーと同じ個人識別能力があるのだが、番号法では別の法律に基づいており、利用権限は特典がかかるわけだ。

ソリューションは、QR飛行番号を複数データで記入して使うことを民間業者が推奨している。これは、マイナンバーを厳しく管理したセキュリティ個人データが勝手に蓄積されてしまうのを防ぐためだ。

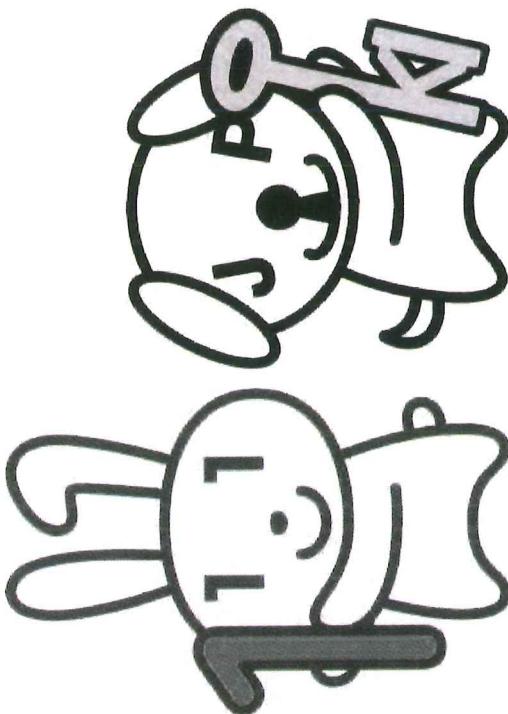
しかし、これがなぜそれが危ないのか、と思う方もいるかも知れない。ソリューションデータの危険性についても説明しよう。個人がば「マイナーハード」などを介して企業は、私たちがこつりで何を買ったのか、その裏方データを日々、蓄積している。しかも一般に米国のある小企業は、多くの普通の商品の購入履歴を解析するだけで、高い精度でその顧客が妊娠しているかどうかを自動的に予測して、マーケティングに役立てていた。つまり、特別な情報ではなくても、個人ごとに付いたデータがある程度集まれば、守られるべき重要なマイナンバーカードになってしまつたのだ。

ソリューションデータがそのまま個人の特徴を構成するのを「プロファイル」と呼ぶ。顧客の内定辞退率を予測し、本人の同意なしに企業に有償で提供してしまつて、2019年のいわゆる「コウナビ事件」は、プロファイルング技術の危険性を世に知らしめたものと言えども、近年のソリューション状況は、個人情報を扱う企業は「自己情報」ハマロールの重要性を認めて、本人の同意なしに企業に提供するがしかねない。そのためEPOは「一般データ保護規則」において、プロファイルングが適法であるための要件を定めているが、日本での法的対応は遅れているといつた。

ださすれば、国民にマイナンバーカードの取得を強く求め、民間業者にお利用を推奨する日本政府の前のめりの姿勢だけ、やはり謎を感じさせられるだ。本当にソリューションが良いのか。本日のソリューションは、政府の運営に大きな影響を及ぼす可能性があるが、新しくテクノロジーを不適切に社会に持ち込んだり、主にエネルギーや化学の分野などで商品を検討してきた。私は、ソリューションを理解するのに長い間、ソリューションでは後悔のないように自分たちの技術ではあるが、ソリューションの技術では後悔のないように対応すべきだ。21世紀は、テクノロジーの民主的な管理が当たり前の時代へと向かっている。



マイナボーナスを
使ってみましょう

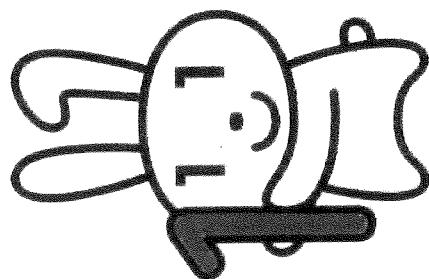


1-A マイナポータルとは？

マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政サービスの検索やオンライン申請ができたり、行政からのお知らせを受取ることができる自分専用サイトです。

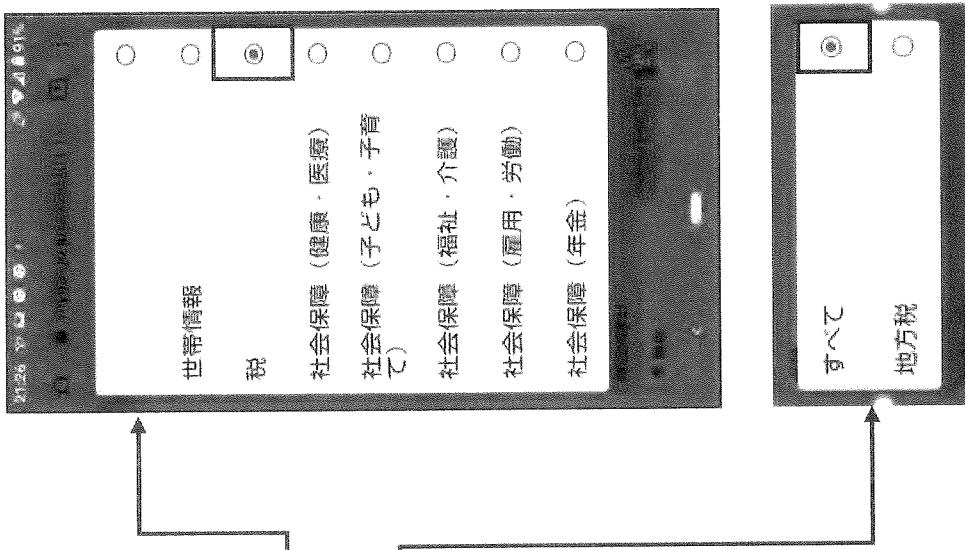
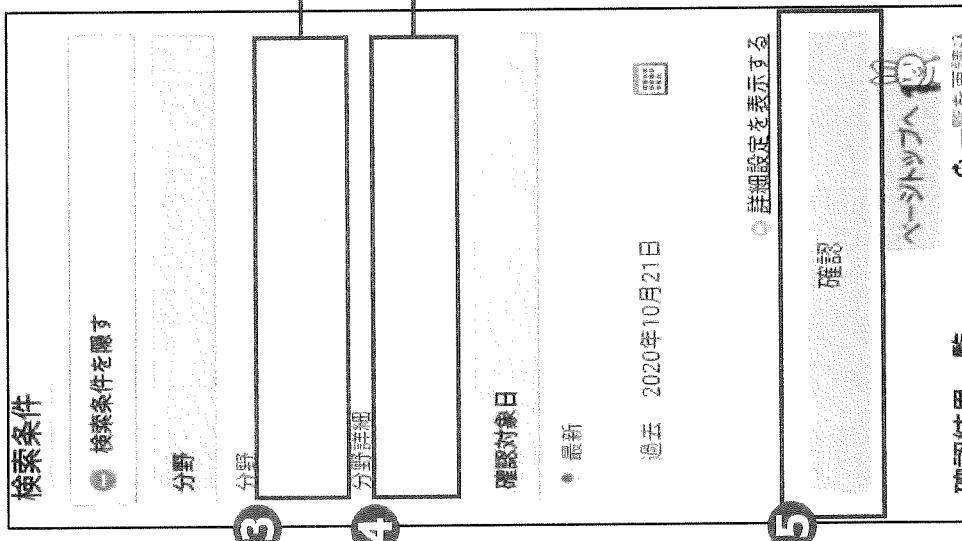
※一部の機能の利用にはマイナンバーカードは不要ですが、マイナンバーカードでログインすれば全ての機能を利用することができます。

マイナンバーカードでログインする場合、スマートフォンはマイナショナルコードに対するICカードリーダーが必要です。ログインには、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）が必要です。パスワード（または、パスワード）は、パスワード入力時に3回連続で間違えるとロックします。正しいパスワードであることを事前に確認ください。



3-D <あなたの情報> の使いかた

- ③ 検索条件を設定します
「分野」をタップして
知りたい情報に
チェック
- ④ 「分野詳細」を
タップして知りたい
情報にチェック
- ⑤ 「確認」をタップ



＜あなたの情報（自己情報表示）＞の
使いかた

「結果」を
表示」を
タップ。

「言表タリ」

<input checked="" type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆
<input type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆
<input type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆
<input type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆
<input type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆	<input type="checkbox"/> 檢查筆

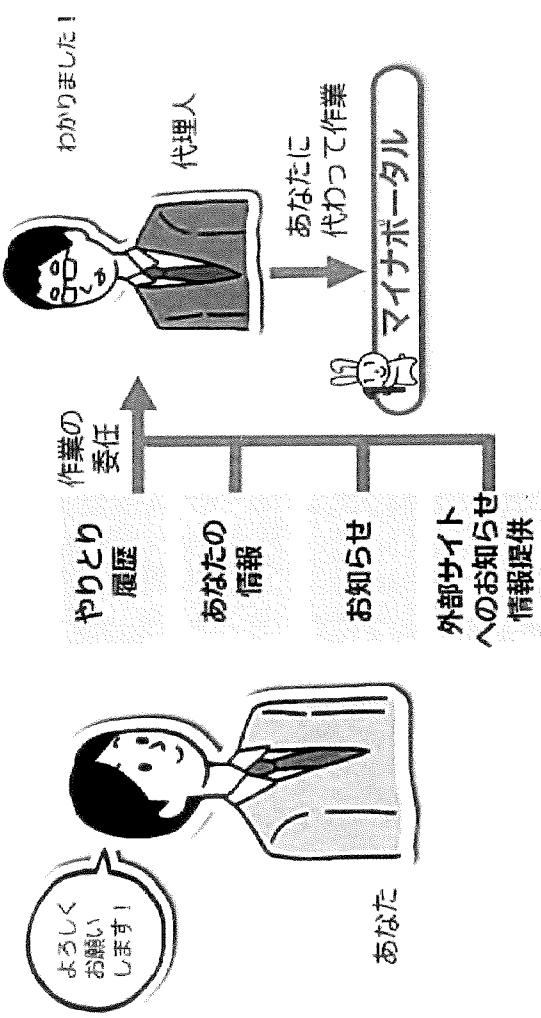
The screenshot shows the Myna app's search interface. The search bar at the top contains the text "マイナボーナス". Below the search bar, there is a large, bold title "マイナボーナス" with a small icon of a rabbit-like character next to it. To the right of the title is a blue rectangular button with the text "結果を表示する" (Show results). Underneath the title, there is a section titled "確認結果詳細一覧" (List of detailed confirmation results) which includes a table with columns "回答者ID" (Answerer ID), "回答者名" (Answerer name), "回答日時" (Answer date and time), and "選択肢" (Option selected). The table contains two rows of data. At the bottom of the screen, there is a large orange circular button with the number "10" on it.

回答結果	
行政機関等	内閣 内閣表示
行政機関等	○○県○○市 金額表示
特定個人情報等	個人住民登録簿 金額表示
項目名	登記年数 金額表示
	登記所得金額等 金額表示
	会計所得金額 金額表示
	合計所得金額等 金額表示
	取扱金額 金額表示
	給与所得金額 金額表示

3-J <代理人を登録・変更> の使いかた

あなたの代わりに、代理人がマイナポータルの機能を使うことができます。

設定できるサービスは、「やりとり履歴」「あなたの情報」「お知らせ」「外部サイトへのお知らせ情報提供」の4つです。



代理人を設定する際は、あなたが代理人同席のもとで、マイナポータルから、代理人に利用を許可するサービスや参照を許可する情報、代理できる期間等を設定し、代理人が自身のマイナンバーカードを読み込まれて、代理人登録をします。

代理人の登録後に、あなたに代わって代理人が作業できるようになります。

※スマートフォンの場合、「代理人設定」は行えません。「代理人一覧の確認」のみとなります。